

白ナンバーの使用事業者のアルコールチェック義務化—2022年4月より

代表弁護士 小野直樹



1 はじめに

(1) **規制強化** 今般、2022年4月1日より、道路交通法施行規則が改正され、運送事業者以外のいわゆる「白ナンバーの使用事業者」のうち「一定の事業者」にもアルコールチェックが義務化されております（同施行規則第9条の10第6号・第7号新設）。

(2) **きっかけ** 2021年6月に千葉県八街市で発生した交通死亡事故です。これまで、安全運転管理者に対しては、「運転前」において「運転者が飲酒により正常な運転をすることができないおそれがあるかどうかを確認すること」等が義務付けられておりました（同条第5号）。ただ、運行管理者と異なり、「運転後」において酒気帯びの有無を確認することや「その確認内容を記録」することは義務付けられておらず、また、確認方法についても具体的には定められていませんでした。本改正により、安全運転管理者が、運転前後の運転者に対し、「酒気帯びの有無について運転者の状態を目視等で確認」するほか、「アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認等を行うこと」、これらを記録化し、1年間保続することとされました（同条第6号・第7号）。

このうち目視等により運転者の酒気帯びの有無について確認を行う等の規定については本年（2022年）4月1日に施行されております。また、アルコール検知器の使用に係る規定については本年10月1日に施行されます（本稿では、主として4月1日施行に係る規定を取り上げます）。

本改正は、運送事業者だけでなく、「一定台数以上の白ナンバーの使用事業者」であれば適用されることから、まずは自社への影響の有無を含め注意する必要があります。

2 安全運転管理者の選任義務

「一定台数以上の自動車の使用者」は、自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるためその使用の本拠ごとに安全運転管理者や副安全運転管理者を選任しなければならないとされています。

このうち、安全運転管理者については、以下の事業所（自動車使用の本拠）ごとに1名を選任することとされています。

「**乗車定員が11人以上の自動車にあっては1台以上**」

「**その他の自動車にあっては5台以上**」

- ※自動二輪車（原動機付自転車を除く）は1台を0.5台として計算
- ※業務で使用する車両を台数として計算

3 安全運転管理者の業務の拡充（酒気帯び確認及び記録保存）

安全運転管理者の業務として新たに次の業務が追加されました。

- ア 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより 当該運転者の酒気帯びの有無を確認
- イ アの確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存

運転前後の運転者に対する確認については、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで足りるとされています。

「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいうとされています。

運転者の酒気帯び確認の方法については、対面が原則とされていますが、対面での確認が困難な場合には、これに準ずる適宜の方法で実施すれば足りるとされています（例えば、カメラ、モニター等で安全運転管理者が顔色、応答の声の調子等の確認）。

酒気帯び確認の内容の記録については、①確認者名、②運転者、③運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等、④確認の日時、⑤確認の方法（対面でない場合は具体的方法）、⑥酒気帯びの有無、⑦指示事項、⑧その他必要な事項について記録することとされています。

4 罰則

まず、安全運転管理者等を選任しなかった場合、5万円以下の罰金（法人等罰罰）が科される可能性があります。

また、安全運転管理者が酒気帯びの有無の確認や記録の保存を怠った場合は、（直接的な罰則は設けられておりませんが、）安全運転管理者は、自動車の安全な運転に必要な業務（今般の酒気帯びの有無の確認及び記録の保存もこれに含まれます）を行わなければならないとされており、公安委員会は、違反があり、自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用に対して、当該安全運転管理者の解任を命ずることができるとされ、この公安委員会の命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金（法人等罰罰）が科される可能性があります。

5 実務対応

本改正は、安全運転管理者の選任が義務付けられた事業所が対象となりますので、まずは安全運転管理者の選任義務があるかどうかを確認し、選任義務があると認められる場合は、①安全運転管理者の選任、②安全運転管理規程の整備、③酒気帯びの有無の確認及び記録の保存の実施等が必要と言えます。

（当事務所で安全運転管理規程整備等もフォローしております）。

6 最後に

今後も法改正情報や重要判例、重要トピックス等、情報提供していきたいと考えております。法改正の内容具体的な対応方法、あるいは既に施行済みの法律にまだ対応できていないといったご相談がありましたら、お気軽に弊所へご相談ください。